

○裁判所法に基く警察官の派出要求について（昭和38年11月5日例規第29号）

裁判所法第71条の2第1項および第72条第2項に基く警察官の派出要求の取り扱いについては、従来裁判所法の規定するところに従い、緊急止むを得ない場合に限り所轄の警察署長に対して直接要求することを認めてきたほかは原則として警察本部長に要求することになっていたのであるが、今回警察庁において、最高裁判所との協議結果として「急速を要しないものであっても所轄警察署に対して直接これを要求することが出来る」ことを認めた旨の通ちようがあったので今後、本県においてもこれに同調して措置することにしたから遺漏のないよう配慮せられたい。

裁判所側からの派出要求は、口頭でも差し支えないことにするが、この場合には事後に書面の提出を受けることとされたい。

なお、所轄警察署に対して直接派出要求が行なわれる場合においても、そのあて先は警察本部長であるので念のため申し添える。